

令和7年度スマートサービス展開支援事業実施要綱

7デ推推第245号

令和7年5月29日

(目的)

第1条 令和7年度スマートサービス展開支援事業（以下「本事業」という。）は、スマートサービスの展開促進を図ることを目的に、スマート東京の実現につながるサービスの創出や機能拡充を行う取組を支援する。本要綱は、本事業の実施について、基本的な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) スマートサービスとは、デジタル技術や先端技術を活用し、都民の生活の質の向上や利用者の生産性を向上させるサービスのことをいう。
- (2) サービス展開とは、あるサービスが特定のエリア・施設で実装され、そのサービスが複数の都内のエリア・施設において必要な時に利用できる状態となることをいう。

(事業内容)

第3条 本事業では、スマートサービスの創出又は機能拡充により、都内の他エリアに展開しようとする取組に対し、別添「協定金説明書」に示す経費を支援する。

(公募)

第4条 知事は、本事業の対象となる取組を公募する。

- 2 公募に応じる者は、事業計画を作成し、別紙の申請書（別記第1号様式）を知事に提出する。
- 3 その他公募に必要な事項は、別に定める。

(事業者審査・評価委員会及び決定)

第5条 知事は、第4条により提出された申請書について事業者審査・評価委員会に諮った上、支援事業者を決定し、通知書（別記第2号様式）により事業主体に通知する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 事業者審査・評価委員会及び決定に必要な事項は別に定める。

(計画の実施)

第6条 事業主体は、第5条により支援対象として決定を受けた計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 計画の変更を行う場合には、書面等で知事に報告を行わなければならない。特に、変更内容が以下のアからウに掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第3号様式)により知事に申請するものとする。

ア 事業計画の内容を大幅に変更しようとするとき

イ 第5条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき

ウ 知事は、前項の申請について承認をした場合は、変更承認通知書(別記第4号様式)により事業主体に通知する。

(事業計画の中止)

第8条 事業計画の中止の承認を受けようとする事業主体は、中止承認申請書(別記第5号様式)により知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第6号様式)により事業主体に通知する。

(事業計画の取消)

第9条 正当な理由なく計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は第5条及び第7条において決定又は承認した事業計画を取り消すことができる。

(支援期間)

第10条 第5条で決定した事業主体に対する支援は、協定締結日から令和8年3月31日まで行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、本決定のあった日から施行する。